

大阪市公園条例の一部を改正する条例案

大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(使用料の減免)</p> <p>第15条 市長は、次に掲げる使用料を免除することができる。</p> <p>(1) <u>庭園</u>に入場する65歳以上の者（本市の区域内に住所を有する者に限る。第16条の2第6項第2号において同じ。）、児童等（小学校（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の児童及び中学校（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の生徒をいう。以下同じ。）（<u>慶沢園</u>にあつては、本市の区域内に住所を有する者又は本市が設置し、若しくは本市の区域内に所在する小学校若しくは中学校の児童若しくは生徒に限る。）及び就学前児童の使用料</p> <p>(2) 幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の教員が、園児、児童又は生徒を引率して<u>庭園</u>に入場するときの当該教員の使用料（<u>慶沢園</u>にあつては、幼稚園又は本市が設置し、若しくは本市の区域内に</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第15条 [同左]</p> <p>(1) <u>動物園又は庭園</u>に入場する65歳以上の者（本市の区域内に住所を有する者に限る。第16条の2第6項第2号において同じ。）、児童等（小学校（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の児童及び中学校（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の生徒をいう。以下同じ。）（<u>動物園又は慶沢園</u>にあつては、本市の区域内に住所を有する者又は本市が設置し、若しくは本市の区域内に所在する小学校若しくは中学校の児童若しくは生徒に限る。）及び就学前児童の使用料</p> <p>(2) 幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の教員が、園児、児童又は生徒を引率して<u>動物園又は庭園</u>に入場するときの当該教員の使用料（<u>動物園又は慶沢園</u>にあつては、幼稚園又は本市が設置し、若</p>

所在する小学校、中学校若しくは特別支援学校の教員が、当該幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の園児、児童又は生徒を引率して入場するときの当該教員の使用料に限る。)

(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する施設又は子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う施設に入所している者(以下「入所者」という。)が、当該施設の職員に引率されて団地で庭園に入場するときの入所者、職員及び介護者の使用料

(4) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者(保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下同じ。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けている者その他これらに類

しくは本市の区域内に所在する小学校、中学校若しくは特別支援学校の教員が、当該幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の園児、児童又は生徒を引率して入場するときの当該教員の使用料に限る。)

(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する施設又は子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う施設に入所している者(以下「入所者」という。)が、当該施設の職員に引率されて団地で動物園又は庭園に入場するときの入所者、職員及び介護者の使用料

(4) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者(保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下同じ。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けている者その他これらに類

するもので市規則で定める者が、庭園に入場するときのその者及びその者に同伴してその者の介護を行う者の使用料

[(5)・(6) 略]

- 2 市長は、庭園を30人以上の団体で使用するときの使用料については、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める額を減額することができる。

[(1)~(3) 略]

[3 略]

別表第1 (第9条関係)

[表 別紙2 挿入]

別表第3 (第14条関係)

- 1 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料

[表 別紙4 挿入]

- 2 公園を占有する場合の使用料

[表 別紙6 挿入]

- 3 有料施設の使用料

[(1)~(3) 略]

[削る]

するもので市規則で定める者が、動物園  
又は庭園に入場するときのその者及びその者に同伴してその者の介護を行う者の使用料

[(5)・(6) 同左]

- 2 市長は、動物園又は庭園を30人以上の団体で使用するとき(動物園にあつては、1人1回を単位とする許可を受けて使用する場合に限る。)の使用料については、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める額を減額することができる。

[(1)~(3) 同左]

[3 同左]

別表第1 (第9条関係)

[表 別紙1 挿入]

別表第3 (第14条関係)

- 1 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料

[表 別紙3 挿入]

- 2 公園を占有する場合の使用料

[表 別紙5 挿入]

- 3 有料施設の使用料

[(1)~(3) 同左]

(4) 動物園

名称	単位	使用料
天王寺 動物園	1人1回	500円(児童等にあつては、200円)
	1人1年	2,000円(児童等にあつては、800円)(1人1回を単位とする許可

<p>(4)・(5) [略]</p> <p>別表第4 (第16条の2関係)</p> <p>1 代行公園、大阪城野球場等、長居陸上競技場等又は鶴見緑地球技場等を占有する場合の利用料金</p> <p>[表 別紙8 挿入]</p> <p>[2 略]</p>	<p>(5)・(6) [同左]</p> <p>別表第4 (第16条の2関係)</p> <p>1 代行公園、大阪城野球場等、長居陸上競技場等又は鶴見緑地球技場等を占有する場合の利用料金</p> <p>[表 別紙7 挿入]</p> <p>[2 同左]</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の[ ]の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第15条、別表第1及び別表第3 3 有料施設の使用料の表の改正規定は、地方独立行政法人天王寺動物園の成立の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大阪市公園条例別表第3 1 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料の表、別表第3 2 公園を占有する場合の使用料の表(以下「占有使用料の表」という。)及び別表第4 1 代行公園、大阪城野球場等、長居陸上競技場等又は鶴見緑地球技場等を占有する場合の利用料金の表(以下「占有利用料金の表」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、施行日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、使用許可期間が1年以内の使用で、施行日前の許可に係るもの使用料及び利用料金については、施行日以後、なお従前の例による。
- 4 次の表の第3欄に掲げる期間における占有使用料の表及び占有利用料金の表の規定の適用については、次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、同表の第3欄に掲げる期

間の区分に応じ、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

占有使用料の表集会その他これに類するものの項及び占有利用料金の表集会その他これに類するものの項	880円	施行日から令和4年3月31日まで	730円
		令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	800円
	1,760円	施行日から令和4年3月31日まで	1,470円
		令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	1,610円
占有使用料の表営業のための占有の項及び占有利用料金の表営業のための占有の項	220円	施行日から令和4年3月31日まで	170円
		令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	180円
		令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	190円
		令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	200円

[別表第1 (第9条関係) 別紙1]

種類及び名称	位置	供用日	供用時間
[同左]			
<u>動物園</u>	天王寺動物園	天王寺公園内	1月2日から12月28日まで (月曜日(その日が休日に当たるときはその翌日)を除く。)  5月及び9月の日曜日、土曜日及び休日 午前9時30分から午後6時まで その他の日 午前9時30分から午後5時まで
[同左]			

[別表第 1 (第 9 条関係) 別紙 2]

種類及び名称	位置	供用日	供用時間
[略]			
[削る]			
[略]			

[別表第3 1 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料の表 別紙3]

種別		単位	期間	使用料
公園施設を設ける場合	飲食店、売店 その他の収入を伴う事業の用に供する施設（駐車場を除く。）	1 平方メートル	1 年	6,600円以上で立地条件、営業形態等を 勘案して市長が定める額
	駐車場			1,650円以上で立地条件、営業形態等を 勘案して市長が定める額
	[同左]			[同左]
公園施設を管理する場合	飲食店、売店 その他の収入を伴う事業の用に供する施設（駐車場を除く。）	1 平方メートル	1 年	7,470円以上で立地条件、営業形態等を 勘案して市長が定める額
	駐車場			2,510円以上で立地条件、営業形態等を 勘案して市長が定める額
	[同左]			[同左]



[別表第3 1 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料の表 別紙4]

種別		単位	期間	使用料
公園施設を設ける場合	飲食店、売店 その他の収入を伴う事業の用に供する施設（駐車場を除く。）	1 平方メートル	1 年	7,520円以上で立地条件、営業形態等を 勘案して市長が定める額
	駐車場			2,180円以上で立地条件、営業形態等を 勘案して市長が定める額
	[略]			[略]
公園施設を管理する場合	飲食店、売店 その他の収入を伴う事業の用に供する施設（駐車場を除く。）	1 平方メートル	1 年	8,380円以上で立地条件、営業形態等を 勘案して市長が定める額
	駐車場			3,120円以上で立地条件、営業形態等を 勘案して市長が定める額
	[略]			[略]

[別表第3 2 公園を占有する場合の使用料の表 別紙5]

種別		単位	期間	使用料
通路その他これに類するもの		1平方メートル	1年	<u>1,240円</u>
電柱及びその支柱その他これに類するもの		1本	1年	<u>4,200円</u>
電線、電らんその他これらに類するもの		1メートル	1年	<u>900円</u>
鉄塔、変圧器		1平方メートル	1年	<u>7,500円</u>
水道管、下水管、ガスパイプその他これらに類するもの	外径40センチメートル未満	1メートル	1年	<u>900円</u>
	外径40センチメートル以上1メートル未満			<u>2,200円</u>
	外径1メートル以上			<u>4,500円</u>
郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所		1平方メートル	1年	<u>7,500円</u>
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場		1平方メートル	1月	<u>1,600円</u>
保育所その他の社会福祉施設		1平方メートル	1年	<u>6,600円</u>
競技会その他これに類するもの		1場所	1時間	<u>1,350円</u>
集会その他これに類するもの	会費又は入場料を徴収しない場合	100平方メートル	3時間	<u>670円</u>

	会費又は入場料を徴収する場合			<u>1,340円</u>
営業のための占有	露店営業その他これに類するものための占有	1平方メートル	1日	<u>160円</u>
	ロケーションのための占有	1回	2時間	<u>8,040円</u>
広告物掲出のための占有	競技会、集会、展示会その他これらに類する催しの際広告物を掲出する場合	広告物1枚の表示面積 1平方メートル	1日	<u>3,050円</u>
	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]				

[別表第3 2 公園を占有する場合の使用料の表 別紙6]

種別		単位	期間	使用料
通路その他これに類するもの		1平方メートル	1年	<u>1,360円</u>
電柱及びその支柱その他これに類するもの		1本	1年	<u>4,600円</u>
電線、電らんその他これらに類するもの		1メートル	1年	<u>980円</u>
鉄塔、変圧器		1平方メートル	1年	<u>8,200円</u>
水道管、下水管、ガスパイプその他これらに類するもの	外径40センチメートル未満	1メートル	1年	<u>980円</u>
	外径40センチメートル以上1メートル未満			<u>2,400円</u>
	外径1メートル以上			<u>4,900円</u>
郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所		1平方メートル	1年	<u>8,200円</u>
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場		1平方メートル	1月	<u>2,200円</u>
保育所その他の社会福祉施設		1平方メートル	1年	<u>7,520円</u>
競技会その他これに類するもの		1場所	1時間	<u>1,340円</u>
集会その他これに類するもの	会費又は入場料を徴収しない場合	100平方メートル	3時間	<u>880円</u>

	会費又は入場料を徴収する場合			<u>1,760円</u>
営業のための占有	露店営業その他これに類するものための占有	1平方メートル	1日	<u>220円</u>
	ロケーションのための占有	1回	2時間	<u>10,560円</u>
広告物掲出のための占有	競技会、集会、展示会その他これらに類する催しの際広告物を掲出する場合	広告物1枚の表示面積 1平方メートル	1日	<u>3,060円</u>
	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]				

[別表第4 1 代行公園、大阪城野球場等、長居陸上競技場等又は鶴見緑地球技場等を占有する場合の利用料金の表 別紙7]

種別		単位	期間	利用料金
競技会その他これに類するもの		1 場所	1 時間	<u>1,350円</u>
集会その他これに類するもの	会費又は入場料を徴収しない場合	100平方メートル	3 時間	<u>670円</u>
	会費又は入場料を徴収する場合			<u>1,340円</u>
営業のための占有	露店営業その他これに類するものための占有	1 平方メートル	1 日	<u>160円</u>
	ロケーションのための占有	1 回	2 時間	<u>8,040円</u>
広告物掲出のための占有	競技会、集会、展示会その他これらに類する催しの際広告物を掲出する場合	広告物 1 枚の表示面積 1 平方メートル	1 日	<u>3,050円</u>
	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[別表第4 1 代行公園、大阪城野球場等、長居陸上競技場等又は鶴見緑地球技場等を占有する場合の利用料金の表 別紙8]

種別		単位	期間	利用料金
競技会その他これに類するもの		1 場所	1 時間	<u>1,340円</u>
集会その他これに類するもの	会費又は入場料を徴収しない場合	100平方メートル	3 時間	<u>880円</u>
	会費又は入場料を徴収する場合			<u>1,760円</u>
営業のための占有	露店営業その他これに類するものための占有	1 平方メートル	1 日	<u>220円</u>
	ロケーションのための占有	1 回	2 時間	<u>10,560円</u>
広告物掲出のための占有	競技会、集会、展示会その他これらに類する催しの際広告物を掲出する場合	広告物 1 枚の表示面積 1 平方メートル	1 日	<u>3,060円</u>
	[略]	[略]	[略]	[略]

令和3年2月25日提出

大阪市長 松井 一郎

#### 説 明

地方独立行政法人天王寺動物園の設立に伴い、本市が設置する天王寺動物園を廃止するとともに、公園施設を設け、又は管理する場合の使用料等の改定を行うため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。